

審査基準表
(県立日南病院医事関係業務委託)

審査項目	審査基準	配点 (素点 × 係数)
1 病院勤務スタッフについて	○業務に必要な人数が確保されているか ○有資格者の配置人数 ・診療情報管理士 ・ 其他有資格者 ○スタッフの研修体制が確保されているか	9 (5 × 1.8)
2 現場管理体制について	○現場統括責任者に適切な権限が与えられているか ○現場管理体制は統率がとれたものとなっているか	6 (5 × 1.2)
3 緊急時・非常時の体制について	○休日・夜間でも支店・営業所の支援が受けられる体制となっているか	6 (5 × 1.2)
4 診療報酬請求について	○診療報酬請求の精度向上(算定漏れ防止等)による収益増が見込まれる提案となっているか ○返戻・査定減に係る対応は実効性があるか ○病院職員への周知体制がとられているか ○診療報酬改定時のサポート体制は十分か	11.5 (5 × 2.3)
5 施設基準の取得及び管理	○新たな施設基準の取得に関する提案・支援は十分か ○取得済の施設基準の管理体制は十分か	11.5 (5 × 2.3)
6 DPCの効率的な運用	○加算・指導料の算定強化や医療の標準化に係る取組は実効性があるか ○DPC 係数向上に係る取組など、収益向上策の提案は実効性があるか	11.5 (5 × 2.3)
7 苦情等への対応	○苦情・クレーム等の受付体制は十分か ○会社あるいは配置スタッフに苦情処理の専門的スキル(医療メディエーター等の有資格が望ましい)があり、委託業務内で完結する体制が取られているか ○苦情内容を分析し、苦情数減少等の業務改善が図られる提案となっているか	9 (5 × 1.8)
8 患者・職員満足度の向上について	○患者の受付・会計等の待ち時間短縮に努め、患者のストレス緩和策を講じるなど、患者満足度向上の提案がなされているか ○委託職員について、就業規則に育児休業等を規定、有給休暇取得推進、仕事と家庭の両立応援宣言登録など、働きやすい職場環境づくりに努めているか。 ○職場定着率の向上策を講じているか	9 (5 × 1.8)

9 業務の標準化に向けた ICT の活用	○各種のチェックをシステムで行うなど、業務を可能な限りシステム化し、職員の能力に左右されない業務執行体制を構築しているか。 ○AI・RPA等の導入による業務の効率化が期待できるか。	9 (5 × 1.8)
10 その他の提案	○業務委託に有用な提案か	6 (5 × 1.2)
11 見積金額	○提示額は妥当か ○日額単価等の人件費の設定は適当か	11.5 (5 × 2.3)
合 計		100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、各項目5点満点で採点する。
- (2) 審査項目の重要度に応じて係数による補正を行い、全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、係数による補正を行う前の配点の合計点が高い者を上位とする。
補正前配点の合計点も同点である場合は、見積金額の提示額が低い者を上位とし、見積金額も同額である場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である480点（満点800点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である480点（満点800点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- (1) 最低限の要求水準を満たしていると判断される場合の基本点を3点とし、要求水準を上回っていると判断される場合は加点を、要求水準を下回っていると判断される場合は減点を行う。
- (2) 審査項目10の「その他の提案」については、提案がない場合、配点は0点とするが、提案を行った者への配点については、全体のバランスを勘案しつつ、極端に優位とならないよう留意する。
- (3) 審査項目11の「見積金額」については、審査項目1から10までの評価に対しての妥当性を判断する。
例えば、2名の参加者の提示額が同額である場合、審査項目1から10までの採点結果が高い方の参加者は相対的に安価であるといえる。